

国立大学法人大阪大学へのご寄附に対する優遇措置について

<税法上の優遇措置について - 法人の場合>

大阪大学への寄附金は、法人税法上の指定寄附金(法人税法第37条第3項第2号)として財務大臣から指定されています。

具体的には、寄附金の全額を、一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入することができます。

<税法上の優遇措置について - 個人の場合>

所得税の軽減

大阪大学への寄附金は、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金(所得税法第78条第2項第2号)として財務大臣から指定されています。

具体的には、寄附金の額(当該年分の総所得金額等の40%を限度とする。)から 2,000 円を除いた額を所得から控除することができます。

住民税の軽減

大阪大学への寄附金を個人住民税の控除対象としている都道府県・市区町村にお住まいの皆様は寄附金税額控除の適用を受けることができます。

具体的には、寄附金の額(当該年分の総所得金額等の 30%を限度とする。)から 2,000 円を除いた額に 4%(都道府県民税)・6%(市区町村民税)を乗じた額が、翌年の個人住民税額から控除されます。

大阪大学への寄附金は、例えば以下の都道府県・市区町村の個人住民税控除対象となっております。

- ・都道府県:大阪府
- ・市区町村:大阪市・吹田市・豊中市・茨木市・箕面市

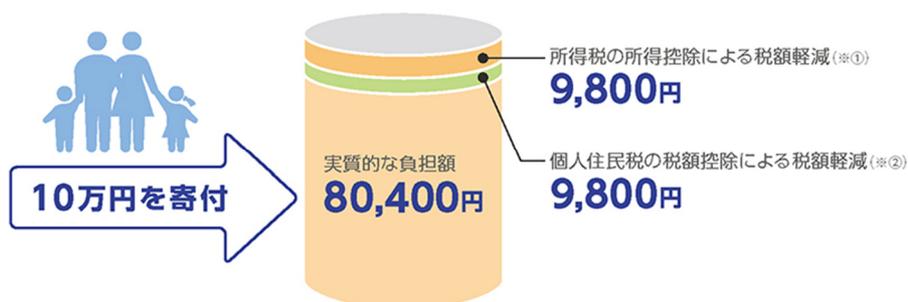
【具体例】

大阪市・吹田市・豊中市・茨木市・箕面市にお住まいの方は、寄附金の額(当該年分の総所得金額等の 30%を限度とする。)から 2,000 円を除いた額に 10%(都道府県民税 4%・市区町村民税 6%)を乗じた額が、翌年の個人住民税から控除されます。

大阪府(個人住民税控除対象外の市町村)にお住まいの方は、寄附金の額(当該年分の総所得金額等の 30%を限度とする。)から 2,000 円を除いた額に 4%(都道府県民税)を乗じた額が、翌年の個人住民税から控除されます。

寄付金控除の計算イメージ

給与収入700万円、配偶者+子ども2人、所得税の限界税率10%で大阪にお住まいの方が10万円を寄付された場合



(※①) (寄付金額100,000円 - 2,000円) × 10% = 9,800円 (※②) (寄付金額100,000円 - 2,000円) × 10% = 9,800円
(注) 上記はあくまでも目安となっております。収入の種類、各種所得控除等により変動が生じることがあります。

国税庁確定申告書作成コーナー/e-Taxにおける寄付金控除の入力方法について

(<https://www.miraikikin.osaka-u.ac.jp/wp-content/uploads/kakuteishinkoku.pdf>)

以上